

入札説明書

- 1 入札参加希望者は、市有財産売却入札公告及び本説明書を熟読し、内容を十分に理解した上で入札に参加してください。
- 2 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- 3 入札に参加する場合は、事前申し込みが必要です。次の書類を持参して提出してください。申込者が登記の所有者となりますので、共有で登記する場合は事前に申し出てください。
 - (1) 一般競争入札参加申込書
 - (2) 住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）
 - (3) 誓約書
 - (4) 印鑑証明書
- 4 代理人により入札する場合は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。
- 5 入札の受付は、入札日時の20分前から5分前まで行います。受付時間に遅れた場合、入札には参加できません。受付には入札参加者の身分を証明する書類（運転免許証等）を提示し入札保証金納付書を提出のうえ、現金を納めるか振込が分かる書類の写しを提出してください。
- 6 入札は、市が定める入札書に、必要事項を記入し所定の入札箱に投入してください。金額は算用数字で明確に記載してください。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とします。
 - (1) 公告又は本入札説明書の項に違反するもの
 - (2) 入札書に、入札者の住所、氏名の記入及び押印のないもの、若しくは不明瞭なもの
 - (3) 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所、氏名の記入及び押印のないもの
 - (4) 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
 - (5) 所定の入札書以外の用紙を使用して行ったもの
 - (6) 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
 - (7) 最低売却価格に達しない入札をしたもの
 - (8) 入札関係書類等に虚偽の記載等があるもの
 - (9) その他入札に関する条件に違反したもの
- 8 開札は、入札締め切り後、直ちに入札者の面前で行います。落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を口頭にて通知します。
- 9 最低売却価格以上の最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

また、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

なお、入札者が「くじ」を引かない場合は、この者に代わり市の指定した者が「くじ」を引きます。

- 10 落札者以外の入札保証金は、入札終了後返還します。入札当日領収印が必要となりますので、印鑑を持参してください。
なお、入札保証金には利息を付けませんので、ご了承ください。
- 11 落札者に決定の通知をした日から起算して5日以内に契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属します。
- 12 入札による売買契約においては、次の制限が付されます。
- (1) 落札者は、契約締結の日から5年間は売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等反社会的行為の用に供してはならない。
 - (2) 市は、前号に規定する禁止する用途に関し、必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は落札者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。また、落札者は正当な理由なく、市が必要に応じて行う実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。
 - (3) 落札者は、前2号に違反した場合は次の違反金を市に支払わなければならない。
 - ア 1号に違反した場合は、売買代金の3割（円未満切上）
 - イ 2号に違反した場合は、売買代金の1割（円未満切上）
- 13 落札者は、契約を締結しようとするとき、以下のいずれかの方法により、売買代金の全額又は契約保証金を納付しなければなりません。
- (1) 売買代金全額を現金で納付する。（入札保証金は充当することができる。）
 - (2) 契約保証金として契約代金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を、現金で納付する。（入札保証金は充当することができる。）
- 14 前項第2号の契約保証金は、売買代金に充当する。
- 15 落札者が入札保証金を充当しなかった場合は、売買代金全額納付が確認された後に、保証金（担保）払渡請求書により指定口座へ振り込む方法で返還します。
- 16 売買契約書に貼付する収入印紙、及び所有権移転に必要となる登録免許税等、本契約の締結及び履行に際して必要となる費用は、落札者の負担となります。
- 17 落札者との売買契約締結後、その契約内容に係る次に掲げる情報を公表することがあります。公表への同意が契約締結の要件となります。
所在地、登記地目、面積、契約金額、契約相手方の法人・個人の別
- 18 売払物件は、売買代金が完納された後に所有権が移転するものとし、現状有姿で引き渡します。所有権の移転登記は市が行い、登記完了後関係書類をお渡しします。
- 19 売払物件の越境物件又は土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民との間で必要な調整は、すべて落札者において行ってください。
- 20 本説明書に定めない事項は、七尾市契約事務規則（平成16年10月1日規則第53号）のほか関係法令の定めるところによって処理します。